

南房総市宿泊税（案）に対するパブリックコメントを実施します

本市では、人口減少や高齢化に伴う税収減が懸念される状況の中で、将来を見据えた財政基盤の強化という観点から、新たな財源の確保は喫緊の課題となっています。

そこで、本市の魅力ある観光地を創造することにより交流人口の拡大を図り、その効果を地域経済の活性化へつなげ、地域社会との調和を図りながら住民満足度を高める施策を推進するための費用に充てるため、法定外目的税である宿泊税を導入するための条例である「南房総市宿泊税条例」の制定を検討しているところです。

つきましては、宿泊税の制度案について、市民の皆さんからの御意見を募集します。

■意見等提出方法

1. 意見募集期間

令和8年6月26日（金）～令和8年7月27日（月）

2. 意見を提出できる方

- ① 市内に住所を有する方
- ② 市内に事務所または事業所を有する個人及び法人その他の団体
- ③ 市内の事務所または事業所に勤務する方
- ④ 市内の学校に在学する方
- ⑤ 市税の納税者
- ⑥ ①～⑤以外で、実施機関が行う政策などに利益または損害を受ける方

3. 資料閲覧方法

(1) 南房総市市民生活部税務課、市民課、朝夷行政センター及び各地域センター
(午前8時45分から午後5時00分まで)

(2) 市ホームページ

暮らし・手続き → 税金 → その他の税 → パブリックコメントの実施について（南房総市宿泊税（案））

4. 意見提出方法

- 1 提出様式：別紙「意見等記入用紙」をご使用ください。
- 2 提出方法：直接窓口にお持ちになるか、郵送・ファクシミリ・Eメールで提出してください。

※なお、電話や口頭による意見はお受けいたしませんので御注意ください。

(1) 直接窓口にお持ちになる場合

南房総市市民生活部税務課（市役所本庁舎）、市民課（市役所本庁舎）、朝夷行政

センター又は、各地域センターまで意見等記入用紙をお持ちください。

なお、土・日・祝日は、本庁舎又は、各地域センターの日直者に提出してください。

(2) 郵送の場合

〒299-2492 南房総市富浦町青木28番地

南房総市役所市民生活部税務課 宛

(3) ファクシミリの場合

FAX 0470-33-3451

南房総市役所市民生活部税務課 宛

(4) Eメールの場合

アドレス shiminzei@city.minamiboso.lg.jp

メール本文欄に、氏名・住所・電話番号・性別・御意見等を記入の上、送信してください。(団体の場合は、団体名・担当者名も記入してください。)

ホームページから意見等記入用紙をダウンロードしていただき、必要な事項をご記入の上、ファイル添付し上記アドレスまで送信していただいてもかまいません。

5. 意見等の取扱いについて

- (1) いただいた御意見等は、条例制定の参考にさせていただくとともに、意見の概要等と意見に対する市の考えをまとめ、後日公表させていただきます。
- (2) 個人情報、あるいは個人が特定できるような情報は、一切公表しません。
- (3) 意見等に対しての個別の回答はいたしませんので、あらかじめ御了承ください。

6. 問い合わせ先

南房総市役所市民生活部税務課市民税係 宛

電話 0470-33-1023